

## 小学生のダイビングプール利用について

当水泳場では、ダイビングプールの利用を中学生以上としています。小学生が使用する場合は下記の登録基準を満たし、当水泳場の登録を既に済まされている指導者の引率が必要です。

### 【小学生指導者登録基準】

- (1) 日本水泳連盟公認の飛び込みコーチ資格所有者
- (2) 日本水泳連盟公認の水泳指導者資格、文部科学省 C 級スポーツ指導員（水泳）以上の資格、日本赤十字社水上 安全法救助員以上の資格を有しかつ次の①～③のいずれかに該当する者
  - ① 日本水泳連盟の飛び込み公認審判員の資格所有者
  - ② 競技選手として大会参加経験者
  - ③ 特定の団体において、一定期間飛び込み指導に携わっていた者